

<事務事業評価表>

平成26年度

集落営農組織等支援事業

評価表

No. 16

[単位：千円、人]

1 事務事業の位置付け (Plan)						
所管部課名	農林水産部 農政課			担当者	有園健作	
根拠法令等	薩摩川内市農林水産部関係補助金交付要綱等			マニフェスト関連	☐	
事業の種類	☐ ソフト事業 ☒ 建設・整備事業 ☐ 施設管理 ☐ 内部管理					
事業の種類	☐ 特定事業 ☐ 義務的事業 ☒ 裁量事業					
政策	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり			施策	農業の振興	
				小施策	農業経営の強化	
予算科目等	会計	一般会計				
	款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費
	事項	農業振興育成事業費		細事項	集落営農組織等支援事業費	
2 事務事業の実施 (Do)						
事業の内容	概要	集落営農組織の経営の安定を図るため、共同大型農業機械や施設を導入する事業費の一部を補助する。 また、集落営農や営農組織の設立に向けた取組みに対して支援を行う。				
	対象（誰を、何を対象とする事業か）	集落営農組織等				
	意図（どのような状態にしたいのか）	地域の特色ある集落営農組織等の育成と経営の安定を図る。				
	手段（市がどのような活動をするか）	補助金を交付する。				
	事業期間	☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度（⇒ 年度 ～ 年度）				
		指標名		目標値	目標年度	
	活動指標	補助金交付件数		7件	平成31年度	
成果指標	集落営農組織数		13件	平成31年度		
経費及び指標の推移	項目	平成24年度 決算額	平成25年度 決算額	平成26年度 予算額	平成27年度 見込額	平成28年度 見込額
	事業費	3,250	4,700	4,164	6,300	6,300
	補助金	3,250	4,700	4,164	6,300	6,300
	みんなでがんばる	360	200	300	300	300
	新たな地域担い手	2,890	4,500	3,864	6,000	6,000
	財源内訳					
	国・県支出金					
	その他					
	一般財源	3,250	4,700	4,164	6,300	6,300
	要員配置状況	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	職員	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
	嘱託員					
臨時職員等						
活動指標の推移	5件	5件	6件	7件	7件	
成果指標の推移	8件	9件	9件	10件	11件	
特筆すべき事項等						

＜事務事業評価表＞

3 事務事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 ☒ 妥当である ☐ 改善の余地はある ☐ 妥当ではない (上記選択の理由) 農村地域では高齢化が進み、農業が衰退してきている。その中において、農事組合法人等集落営農組織の果たす役割は大きい。集落営農組織の育成を図る上から妥当であると考え。
	市が関与すべき妥当性 ☒ 市が関与すべき ☐ 民間でも可能 ☐ 民間で実施すべき (上記選択の理由) 地域農業の振興を図る上でも、市が関与すべきである。
	事業費の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 事業費については、要領等により明確に示されている。
効率性	要員配置の削減余地 ☐ 削減の余地がある ☒ 削減の余地はない (上記選択の理由) 要員については、必要最低限の配置を行っており削減の余地はない。
	成果の達成度 ☐ 達成度はかなり高い ☒ 達成度はやや高い ☐ 達成度は低い (上記選択の理由 ※成果指標の過去の動向把握(5段階)結果を含めて選択理由を記入) ●過去の動向把握…☐大きく改善、☐改善、☒ほぼ横ばい、☐減少、☐大きく減少 当該事業の実施により、営農組織の育成及び集落営農組織等の作業の効率化が図られている。
	成果の向上余地 ☐ 余地がかなりある ☒ 余地がある程度ある ☐ 余地はほとんどない (上記選択の理由) 中間管理機構の創設等国の農業政策に伴い、農村における集落営農組織の役割が大きくなってきている。この事業の継続に伴い、事業成果の向上が期待できる。
4 事務事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価結果	今後の改革の方向性 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性： ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止
	上記方向付けの理由 農家の高齢化、後継者不足等により、地域農業が危ぶまれる中において、集落営農組織の果たす役割は大きい、継続が望ましい。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画

外部評価結果	事務事業の視点別評価	
	妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い	
	効率性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い	
	有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い	
外部評価結果	今後の改革の方向性	
	☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性： ☐ 拡大 ☐ 他の事業と統合 ☐ 手段の改善 ☐ 移管 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止	
	まとめ（補助金等評価を含む。）	

集落営農組織等支援事業実績

■ みんなでがんばる地域営農支援事業

集落営農と営農組織の設立と育成を目的として、集落営農や営農組織の設立に向けた取り組みを行うもの（定款、規約を有する３戸以上からなる団体）に対し、助成を行った。

(単位:千円)

年度	地域名	事業主体	構成員	事業内容	決算額
H25	祁答院	K G F グループ	15	集落営農等の設立活動、合意形成活動、その他	100
	入来	入来農業青年自営者クラブ	15	路地野菜生産と販売形態の確立、病害虫防除体制の確立	100
H24	祁答院	K G F グループ	15	耕畜連携活動等の合意形成活動、その他	120
	下甑	下甑手打地域粗飼料生産組合	4	集落営農等の設立活動、合意形成活動、その他	120
	川内	湯田地区農業生産振興会	9	集落営農等の設立活動、合意形成活動、その他	120

※H23年度は、「かたろう集落営農組織育成推進事業」として実施

(H23年度は8事業者が対象、補助額、補助率に変更なし、H24年度改正は対象者を拡大)

■ 新たな地域担い手育成事業

集落営農組織等の経営基盤の強化を通じた新たな地域担い手の育成を目的として、農事組合法人等による共同大型農業用機械の導入に伴う事業費の一部を助成し、経営基盤の条件整備を支援した。

(単位:千円)

年度	地域名	事業主体	受益戸数	事業内容	決算額
H25	樋脇	農事組合法人藤の郷	40戸	色彩選別機、粒選別機	1,500
	東郷	農事組合法人元気ふじかわ	60戸	キャリアカー、ロータリー、溝堀機、播種機	1,500
	東郷	農事組合法人やまだ	60戸	トラクター、ロータリー、サイバーハロー	1,500
H24	東郷	農事組合法人元気ふじかわ	57戸	乗用田植機、畦塗機	1,500
	樋脇	農事組合法人藤の郷	40戸	コンバイン	1,390
H23	入来	山下・鹿子田機械利用管理組合	43戸	田植機	725
	東郷	農事組合法人元気ふじかわ	89戸	乗用田植機	1,500
	祁答院	中原地区機械利用組合	43戸	田植機	1,176
	祁答院	さつま白もち推進委員会	17戸	トラクター	1,500

所管部課名	農林水産部 農政課	担当者	有園健作						
事務事業名	集落営農組織等支援事業								
根拠法令	みんなでがんばる地域営農支援事業補助金交付要領								
補助経過年数	1年以上5年以下								
平成26年度 予算額	300 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 300 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	集落営農等組織数		13件		平成31年度				
成果指標②									
補助対象者	定款・規約を有する3戸以上からなる団体で、地域特色ある営農の仕組みづくりを行うことを目的に、集落営農組織や営農組織の設立に向けた取組みを行うもの								
補助対象経費	地域の実態調査費、話し合い活動費、先進地事例調査費、新規作物導入実証ほ設置に係る経費、その他集落営農組織や営農組織設立に向けた取組みに必要と認められる経費 (役員報酬、食料費、慶弔費等を除く)								
補助対象事業・活動の内容	地域の実態調査、話し合い活動、先進地事例調査、新規作物導入実証ほ設置、その他集落営農組織や営農組織設立に向けた取組み								
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 補助額＝経費の合計×1／2 限度額：15万円								
上記項目の積算方法									
補助を受ける 3年間の事業 (団体)等の 決算状況	項目		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
			金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	59,124	4.7%	35,313	8.9%	79,074	28.3%	
		会費収入	59,124	4.7%	35,313	8.9%	79,074	28.3%	
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%	
		市補助金	1,200,000	95.3%	360,000	91.1%	200,000	71.7%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
	支出	(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	1,259,124	100.0%	395,313	100.0%	279,074	100.0%	
		事業費	1,259,124	100.0%	395,313	100.0%	279,074	100.0%	
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%	
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	1,259,124	100.0%	395,313	100.0%	279,074	100.0%	
		支出計/前年度支出計				31.4%		70.6%	
		自己資金/前年度自己資金				59.7%		223.9%	
		翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
交付件数				8件		3件		2件	
成果指標の推移①				8件		8件		9件	
成果指標の推移②									
特記すべき事項等									

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業は農業の振興、地域の活性化につながることから不特定多数の福祉の向上及び利益の増進に寄与するものである。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 農村地域においては高齢化や後継者不足に伴い、地域活力の低下が懸念される。その中において、集落営農組織の果たすべき役割は大きく、当該事業に対する行政の支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	地域において集落営農や営農組織設立に向けた取組みがされており、農業振興が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該事業については、地域における集落営農組織の設立・育成を目的としており、地域の実情にあった地域主体の取組みを支援すべきと考える。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	明確な基準はないが、農業振興という明確な位置づけがあることから妥当であると考ええる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	補助要件に「同一補助事業者への補助金の交付は3回を限度とする。」と規定しており、半永久的・固定的な補助になっていない。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	各地域で農業振興を図るための取組みがなされており、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	集落営農組織の育成・規模拡大等を図るために、情報提供や営農指導等人的支援もあわせて必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	対象事業費については明確に規定している。

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	《上記方向の理由》 農家の高齢化や後継者不足により、地域農業が危ぶまれる中において、集落営農の果たす役割は大きい ため、継続が望ましい。
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》

所管部課名	農林水産部 農政課		担当者	有園健作					
事務事業名	集落営農組織等支援事業								
根拠法令	新たな地域担い手育成事業補助金交付要領								
補助経過年数	6年以上10年以下								
平成26年度 予算額	3,864 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 3,864 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	集落営農組織等数		13件		平成31年度				
成果指標②									
補助対象者	・農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第1項の規定により認定を受けた特定農用地利用規程に明記された特定農業法人及び特定農業団体 ・農作業の受委託を行い、団体としての規約又は定款を有する農作業受委託組織								
補助対象経費	共同大型農業用機械等の導入に要する経費								
補助対象事業・活動の内容	必要であると認められる共同大型農業用機械等の導入事業								
補助金額又は補助率	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
上記項目の積算方法	補助額＝経費の合計×1／2 限度額：150万円								
補助を受ける3年間の事業(団体)等の決算状況	項目	平成23年度		平成24年度		平成25年度			
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)		
	収入	自己資金	7,680,250	61.0%	3,470,000	54.6%	7,989,861	64.0%	
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%	
		事業収入	7,680,250	61.0%	3,470,000	54.6%	7,989,861	64.0%	
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%	
		市補助金	4,901,000	39.0%	2,890,000	45.4%	4,500,000	36.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	12,581,250	100.0%	6,360,000	100.0%	12,489,861	100.0%	
		支出	事業費	12,581,250	100.0%	6,360,000	100.0%	12,489,861	100.0%
			人件費		0.0%		0.0%		0.0%
	その他事務費			0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
	(翌年度繰越金)			0.0%		0.0%		0.0%	
	計		12,581,250	100.0%	6,360,000	100.0%	12,489,861	100.0%	
	支出計/前年度支出計				50.6%		196.4%		
	自己資金/前年度自己資金				45.2%		230.3%		
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%				
交付件数	4件		2件		3件				
成果指標の推移①	8件		8件		9件				
成果指標の推移②									
特記すべき事項等									

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業の実施により地域農業の労力の軽減等農業振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 農村地域においては高齢化や後継者不足に伴い、地域活力の低下が懸念される。その中において、集落営農組織の果たすべき役割は大きく、当該事業に対する行政の支援は必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	高齢化による農作業受委託作業の増加等、農家の労力軽減等適切な効果が生じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該事業については、地域における担い手の育成を目的としており、地域の実情にあった地域主体の取組みを支援するべきであると考えられる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	B	明確な根拠はないが、農業振興という明確な位置づけがあることから妥当であると考えられる。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	省力化・経営規模拡大に向けた取組みがなされており、事業については見直し・検討することとしている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	地域において集落営農等、農業振興を図るための取組みがなされている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	集落営農組織の育成・規模拡大等を図るために、情報提供や営農指導等人的支援も合わせて必要である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	事業対象経費については明確に規定している。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	《上記方向の理由》 農家の高齢化や後継者不足により、地域農業が危ぶまれる中において、集落営農の果たす役割は大きいと、継続が望ましい。
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》